



愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年7月26日火曜日 第327号

◇ 目 次 ◇

落札者等の告示.....（財政課）... 653

愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例による研修の指定.....（循環型社会推進課）... 653

指定自立支援医療機関の指定（2件）.....（健康増進課）... 653

大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....（経営支援課）... 654

大規模小売店舗の廃止の届出.....（"）... 654

解除予定保安林にする旨の通知（2件）.....（森林整備課）... 655

保安林の指定（2件）.....（"）... 655

土地改良区役員の就退任の届出（2件）.....（東予地方局農村整備課）... 655

道路の区域変更（県道中山伊予線）.....（中予地方局管理課）... 656

道路の供用開始（"）.....（"）... 656

道路の供用開始（県道松山川内線）.....（"）... 657

教育委員会公告

令和5年度の県立中等教育学校の入学者の選考に係る適性検査等の期日及び入学予定者の発表の日について.....（高校教育課）... 657

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第796号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和4年7月26日

愛媛県知事 中村時広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
愛媛県新予算編成総合システム等構築プロジェクト推進支援業務一式	愛媛県総務部行財政改革局財政課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和4年6月15日	株式会社Wisevin 神奈川県横浜市西区みなとみらい3-7-1	39,930,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による。

○愛媛県告示第797号

愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和60年愛媛県条例第13号）第15条の2第1項の規定により、次のとおり浄化槽管理士の資質の向上のための研修を指定した。

令和4年7月26日

愛媛県知事 中村時広

1 研修の名称

愛媛県浄化槽管理士研修

2 主催者

松山市辻町2番31号

公益社団法人愛媛県浄化槽協会

3 研修の開催日及び場所

開催日	場所
令和4年9月14日（水）	今治市東門町5丁目14番3号 テクスポート今治

○愛媛県告示第798号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和4年7月26日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地	開設者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
マック大洲調剤薬局	大洲市東大洲174番地	株式会社大屋	西条市西田甲590番地2	代表取締役 伊藤 慎太郎	精神通院医療（薬局）	令和4年7月1日

○愛媛県告示第799号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和4年7月26日

愛媛県知事 中村 時 広

指定訪問看護事業者等			訪問看護ステーション			担当しようとする医療の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名称	所在地			
株式会社FREEDOM	伊予郡松前町大字神崎794番地5	代表取締役 西岡 誠 剛	訪問看護ステーションKirara	松山市北条辻20番地6 田辺医院臨床研究棟2階		精神通院医療	令和4年7月1日
株式会社MDH	松山市平和通一丁目5番地36	代表取締役 河野 和 孔	せせらざりハビリ訪問看護ステーション	松山市東野一丁目2番地38		精神通院医療	令和4年7月1日
株式会社エイジングウェル	松山市日の出町10番80号	代表取締役 山本 淳	アユーラ訪問看護ステーション	松山市日の出町10番80号		精神通院医療	令和4年7月1日

○愛媛県告示第800号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年7月26日

愛媛県知事 中村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届出年月日
スーパーABC石井店	松山市北土居三丁目8番11	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社西南企画 代表取締役 豊田 洋介	株式会社西南企画 代表取締役 辻 正道	平成28年5月16日	令和4年7月14日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社フジマート 四国 代表取締役 永井 信章	株式会社フジマート 四国 代表取締役 吉岡 淳也	令和4年3月1日 ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第801号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出があった。

令和4年7月26日

愛媛県知事 中村 時 広

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日
スーパーABC久米店	松山市鷹子町1-1	平成29年8月31日

○愛媛県告示第802号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年7月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除予定保安林の所在場所
東温市山之内字山ノ神谷乙1260から乙1262まで・乙1263の1・乙1264の1（以上5筆について、次の図に示す部分に限る。）、字西河原樋乙1266（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第803号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年7月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除予定保安林の所在場所
西予市城川町川津南1716の2、1716の3、1717の2、1717の3、1720の2、1722の2、1739の6から1739の8まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第804号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年7月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林の所在場所
東温市河之内字上寺野乙1367の2、乙1367の4、乙1367の6、乙1367の13、乙1367の14、字仁八山乙1368、字下寺野乙1369の17
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第805号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年7月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林の所在場所
宇和島市吉田町法花津字大谷庚170、庚216の1、庚217の1、庚218、庚219の3（次の図に示す部分に限る。）、庚229、字大谷奥8番耕地513（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大谷庚170・庚216の1・庚217の1・庚218・庚229（以上5筆について、次の図に示す部分に限る。）、庚219の3、字大谷奥8番耕地513（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及びその関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第806号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、四国中央市土居町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和4年7月26日

愛媛県東予地方局長 山 本 泰 士

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	入 川 豊 重	四国中央市土居町蕪崎2414番地1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	野 村 好 三 郎	四国中央市土居町蕪崎727番地1

○愛媛県告示第807号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、丹原町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和4年7月26日

愛媛県東予地方局長 山 本 泰 士

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	曾我部 英 樹	西条市丹原町今井59番地 2
"	行 元 正 治	西条市丹原町今井525番地 9
"	三 好 文 哲	西条市丹原町久妙寺甲88番地 1
"	石 原 厚 男	西条市丹原町池田845番地 2
"	日 野 紘 嗣	西条市丹原町池田1453番地 4
"	伊 藤 康 博	西条市丹原町願連寺330番地 1
"	青 野 武	西条市丹原町古田甲1416番地
"	黒 河 克 文	西条市丹原町徳能甲513番地
"	青 野 春 夫	西条市丹原町高知甲690番地
"	十 亀 浩 二	西条市丹原町徳能出作54番地 1
"	松 木 明	西条市丹原町田滝甲24番地
"	佐 伯 光 晴	西条市丹原町田野上方1501番地
"	兼 井 光 範	西条市丹原町田野上方202番地
"	戸 田 壽	西条市丹原町長野1675番地
"	安 倍 隆 博	西条市丹原町高松甲548番地
"	安 倍 正 明	西条市丹原町高松甲572番地
"	越 智 敏 明	西条市丹原町川根甲744番地第 3
"	曾 我 照 一	西条市丹原町北田野209番地 1
"	黒 川 敏 廣	西条市丹原町北田野1019番地 6
"	濱 井 好 文	西条市丹原町石経790番地
"	大 亀 義 弘	西条市丹原町来見598番地
"	今 井 啓 一	西条市丹原町関屋甲422番地
"	石 川 清 幸	西条市丹原町湯谷口甲233番地
"	玉 井 敦 志	西条市丹原町明穂乙97番地 1
"	今 井 義 親	西条市丹原町白坂丙128番地
"	佐 伯 政 志	西条市丹原町明河乙604番地
"	安 藤 功	西条市丹原町池田791番地 1
監 事	近 藤 信 利	西条市丹原町高知455番地
"	越 智 毅	西条市丹原町川根甲749番地
"	越 智 許 一	西条市丹原町関屋甲245番地 1
"	一 色 良 恵	西条市丹原町願連寺67番地 5

退 任		
役員の種類	氏 名	住 所
理 事	曾我部 英 樹	西条市丹原町今井59番地 2
"	行 元 正 治	西条市丹原町今井525番地 9
"	永 井 正 文	西条市丹原町久妙寺209番地
"	石 原 厚 男	西条市丹原町池田845番地 2
"	日 野 紘 嗣	西条市丹原町池田1453番地 4
"	伊 藤 康 博	西条市丹原町願連寺330番地 1
"	青 野 武	西条市丹原町古田甲1416番地
"	黒 河 克 文	西条市丹原町徳能甲513番地
"	青 野 春 夫	西条市丹原町高知甲690番地
"	十 亀 浩 二	西条市丹原町徳能出作54番地 1
"	黒 光 和 美	西条市丹原町田滝甲48番地
"	佐 山 林 壱	西条市丹原町田野上方1686番地
"	佐 伯 修 一	西条市丹原町田野上方722番地第 4
"	松 本 浩 二	西条市丹原町長野1507番地 5
"	安 倍 勉	西条市丹原町高松甲590番地
"	渡 部 忠 臣	西条市丹原町高松甲550番地 1
"	越 智 毅	西条市丹原町川根甲749番地
"	曾 我 照 一	西条市丹原町北田野209番地 1
"	黒 川 敏 廣	西条市丹原町北田野1019番地 6
"	定 成 啓 一	西条市丹原町石経561番地第 2
"	大 亀 義 弘	西条市丹原町来見598番地
"	今 井 啓 一	西条市丹原町関屋甲422番地
"	石 川 清 幸	西条市丹原町湯谷口甲233番地
"	玉 井 敦 志	西条市丹原町明穂乙97番地 1
"	今 井 義 親	西条市丹原町白坂丙128番地
"	佐 伯 政 志	西条市丹原町明河乙604番地
"	安 藤 功	西条市丹原町池田791番地 1
監 事	近 藤 信 利	西条市丹原町高知455番地
"	安 倍 茂	西条市丹原町高松甲612番地 2
"	越 智 許 一	西条市丹原町関屋甲245番地 1

○愛媛県告示第808号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年7月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	中山伊予線	伊予市中山町佐礼谷甲153番 9 から 同町佐礼谷甲173番 2 まで	旧	メートル 4.6 ~ 7.9	キロメートル 0.080	
			新	5.5 ~ 8.9	0.080	

○愛媛県告示第809号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年7月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	中山伊予線	伊予市中山町佐礼谷甲153番9から 同町佐礼谷甲173番2まで	令和4年7月26日

○愛媛県告示第810号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年7月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山川内線	東温市南方字八幡森2193番7	令和4年7月26日

教育委員会公告

○公 告

令和5年度の県立中等教育学校の入学者の選考に係る適性検査等の期日及び入学予定者の発表の日について

令和5年度の愛媛県県立中等教育学校の入学者の選考に係る適性検査等の期日及び入学予定者の発表の日を次のとおり定めた。

令和4年7月26日

愛媛県教育委員会

教育長 田 所 竜 二

- 1 適性検査等の期日
令和5年1月9日（月）
- 2 入学予定者の発表の日
令和5年1月16日（月）